

〈継続用〉

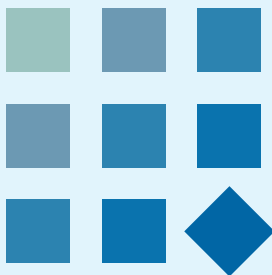
やっかん

ご契約のしおり・約款

働くあなたを支える

アフラックの
休職保険

無配当〈就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕〉



ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切な
ことがらを記載したものです。

なお、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。



はじめに

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続きなどをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり・約款は、アフラックオフィシャルホームページ
(<https://www.aflac.co.jp/>) からご覧いただけます。



ご契約のしおり

- 主な保険用語のご説明…………… 6

「アフラックの休職保険」について

- 「アフラックの休職保険」の特長としくみについて …… 10
- 「アフラックの休職保険」のお支払について …… 11

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について…………… 21

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の
具体的事例…………… 24

告知について

- 告知と告知義務について…………… 27
- 告知が事実と相違する場合…………… 28

保険料のお払込について

- 複数のご契約の保険料を振替口座から合算して振替える場合のお取扱…………… 30
- 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱…………… 31
- 保険料払込の猶予期間と失効…………… 32
- ご契約の復活…………… 33
- お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合…… 33

ご契約後について

- 解約と解約払戻金について…………… 35
- 減額について…………… 35
- 給付金のご請求手続について…………… 36
- 事実の確認について…………… 36
- 給付金等のお支払の時期について…………… 36
- 「指定代理請求特約」について …………… 38
- ご契約の内容の変更…………… 41

その他生命保険に関するお知らせ

- 被保険者による解約請求について…………… 42
- お受取人による保険契約の存続（介入権）について…………… 43
- 個人情報の取り扱いについて…………… 44
- 「米国内国歳入法」（米国税法）の対応について…………… 45
- 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について…………… 46
- 「生命保険契約者保護機構」について …………… 51
- 税法上のお取扱について…………… 55

約款・特約条項

「アフラックの休職保険」

就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕普通保険約款…… 62

その他特約条項

指定代理請求特約……………	80
団体取扱特約〔A〕……………	83
団体取扱特約〔B〕……………	85
集団取扱特約〔就労所得保障保険〕……………	87
保険料口座振替特約……………	90
保険料クレジットカード支払特約……………	95
責任開始期に関する特約……………	99
電子証券に関する特約……………	103
条件付解約に関する契約条項……………	104
インターネット申込特約……………	108

別表

別表……………	109
---------	-----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 保険用語の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

P6

② 健康状態などの告知について知りたい

告知と告知義務について

P27

③ この保険のしくみや保障内容を知りたい

「アフラックの
休職保険」

P10

保険料について

④ 保険料の払込ができなかった場合について知りたい

保険料払込の猶予
期間と失効

P32

⑤ 効力を失った保険をもとに戻したい

ご契約の復活

P33

ご契約後について

⑥ 給付金等の請求手続について知りたい

給付金のご請求手続について

P36

⑦ 給付金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について

P21

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

P24

⑧ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について

P38

⑨ 保険を解約したい

解約と解約払戻金について

P35

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ 受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か 解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはうもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

継続【けいぞく】

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たし、かつ、当社が認めた場合には、健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容で保障を継続できる制度をいいます。(継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって計算されるため、保険料は高くなる場合があります。)

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることからについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

さ 失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできないことになります。

指定代理請求人【していだいりせいぎゅうにん】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって給付金などを請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。（指定代理請求特約）

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

診査【しんさ】

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た 第1回保険料相当額【だいいつかいほけんりょうそうとうがく】

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことと、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は 払込期月【はらいこみきげつ】

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険(保障)がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査が必要になり、健康状態によっては復活できないこともあります。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(ご契約の内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。

保険証券・電子証券【ほけんしょうけん・でんししょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんばいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金をいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

ま 免責事由【めんせきじゆう】

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

ご契約についての取り決めに記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

「アフラックの休職保険」について

「アフラックの休職保険」の特長としくみについて

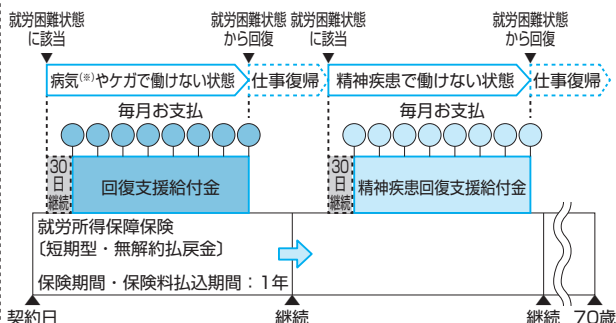
- ・「アフラックの休職保険」の正式名称は、「就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕」です。

1. 「アフラックの休職保険」の特長

- 1 病気・ケガを原因として働けなくなった場合の収入減少をサポートする保険です。
所定の就労困難状態が30日をこえて継続しているときには、毎月、給付金をお支払いします。
 - 2 保障内容の型には、1型と2型があります。
- | | |
|----|---------------------|
| 1型 | 回復支援給付金・精神疾患回復支援給付金 |
| 2型 | 回復支援給付金 |
- 3 1年ごとに継続され、最長70歳まで保障を継続することができます。
 - 4 回復支援給付金は、同一の就労困難状態について12回までお支払いします。(通算支払限度：60回)
 - 5 精神疾患回復支援給付金は、精神疾患を原因とした所定の就労困難状態について、通算12回までお支払いします。

2. 「アフラックの休職保険」のしくみ

例：1型



※精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合を除きます。

「アフラックの休職保険」のお支払について

1. 回復支援給付金・精神疾患回復支援給付金について

< 1型の場合 >

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
回復支援給付金	①第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき	回復支援給付金月額	同一の就労困難状態について12回（通算60回）	被保険者
	②第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき			
精神疾患回復支援給付金	①第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の精神疾患を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	精神疾患回復支援給付金月額	通算12回	

< 2型の場合 >

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
回復支援給付金	①第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	回復支援給付金月額	同一の就労困難状態について12回（通算60回）	被保険者

*回復支援給付金は、精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合は保障の対象となりません。

●支払基準日とは

第1回	支払事由に該当した日
第2回以後	第1回の支払基準日の後の月単位の応当日 (応当日がない月については、その月の末日)

●就労困難状態とは

- ・お支払の対象となる「就労困難状態」とは、別表78に定めるものをいい、つぎの「入院」または「在宅療養」に該当する状態をいいます。

(1) 入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(2) 在宅療養	つぎの①および②のいずれにも該当する状態をいいます。 ①医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設などを含みます。)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態 ②当社所定の休職証明書の提出により、傷害または疾病を原因として勤務先を休職していると認められる状態。ただし、当社所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師により軽労働(※1)、座業(※2)および軽い家事(※3)がいずれも出来ないと診断された状態とします。

※1 軽労働とは、梱包、検品等の作業のことをいいます。

※2 座業とは、事務等のことをいいます。

※3 軽い家事とは、簡単な炊事や衣類程度の洗濯、皿洗いやベッド(ふとん)の支度等のことをいいます。

- ・在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。
- ・医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。なお、例えば定期的に

薬剤の処方を受けているものの、食事や入浴などの日常生活動作に問題がない状態（精神疾患の場合は就労に影響を及ぼさない状態）は治療に専念している状態には該当しません。

- ・ 当社所定の休職証明書は勤務先の代表者またはそれに準ずる者（人事・総務部門の担当者等）が証明するものとします。ただし、被保険者以外の者が証明することを要します。

*退職等により休職証明書が提出できなくなった場合、在職中と在宅療養の要件が異なりますのでご注意ください。



詳しくは、巻末の別表78をご覧ください。

● 休職中に退職等により休職証明書が提出できなくなった場合について

- ・ 傷害または疾病を原因として勤務先を休職していると認められる状態により就労困難状態に該当していた場合で、退職等により当社所定の休職証明書を提出できなくなり、就労困難状態に該当しなくなったときには、健康保険法等に定める傷病手当金が支給されているなど、傷害または疾病を原因として勤務先を休職している状態と同等の状態が継続していると当社が認める期間は、就労困難状態に該当しているものとみなして、給付金をお支払いします。

● 「精神疾患」とは

- ・ 精神疾患回復支援給付金のお支払の対象となる「精神疾患」とは、つぎの障害に該当する状態など、別表73に定めるものをいいます。

- ・ 症状性を含む器質性精神障害
- ・ 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
*ただし、薬物依存を除きます。
- ・ 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・ 気分[感情]障害
- ・ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ・ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ・ 成人の人格及び行動の障害



詳しくは、巻末の別表73をご覧ください。

2. 免責事由について

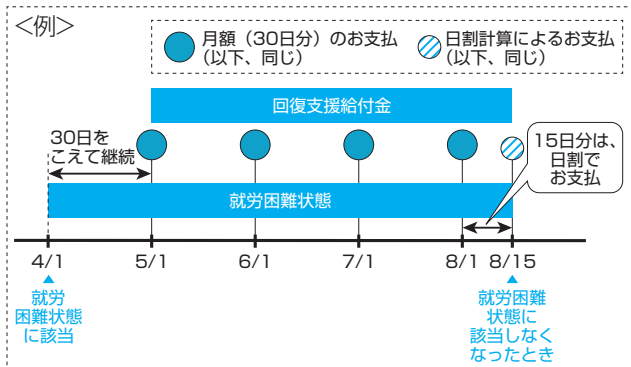
- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由	
回復支援給付金	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 被保険者の薬物依存 (7) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱 (10) 被保険者の精神障害 (11) 被保険者の妊娠・出産等
精神疾患回復支援給付金	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 戦争その他の変乱 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故

* 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の危険の増加が会社の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減してお支払いします。

3. 給付金のお支払について

- 次回の支払基準日が到来する前に就労困難状態に該当しなくなった場合の取扱
- ・ 直前の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの期間は、給付金月額を基準に別表79の日割計算表に基づいて計算した金額をお支払いします。



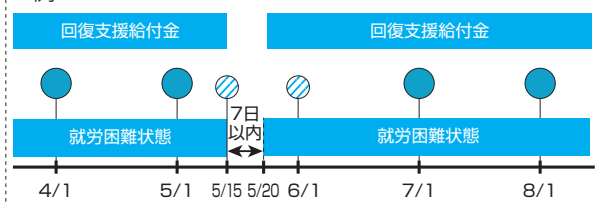
- * 別表79の日割計算表によって計算した金額を支払う場合、支払限度の適用にあたっては、日割計算表にもとづき支払った金額に対応する日数の合計が30日に達するごとに1回の支払と換算します。

● 断続して就労困難状態に該当した場合の取扱い①

<継続している就労困難状態とみなす場合>

- ・ 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった傷害・疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときには、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします。（再び就労困難状態が30日をこえて継続する必要はありません。）
- ・ この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。
- ・ また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、別表79の日割計算表に基づいて計算した金額をお支払いします。

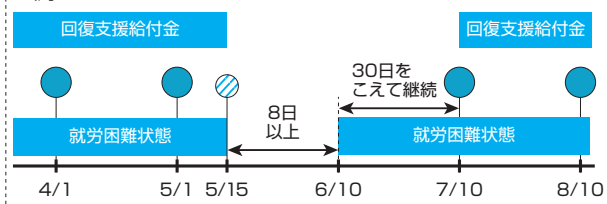
<例>



<継続している就労困難状態とみなさない場合>

- ・ 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった傷害・疾病が異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日をこえて継続したときに給付金をお支払いします。

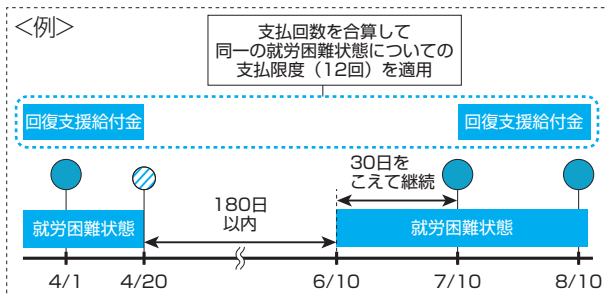
<例>



● 断続して就労困難状態に該当した場合の取扱い②

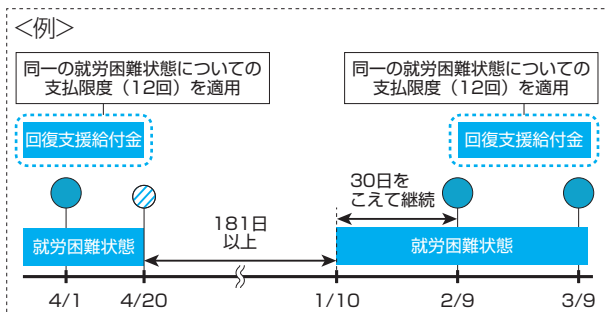
<同一の就労困難状態として支払限度を適用する場合>

- ・ 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった傷害・疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときには、それぞれの就労困難状態による回復支援給付金の支払回数を合算して同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。



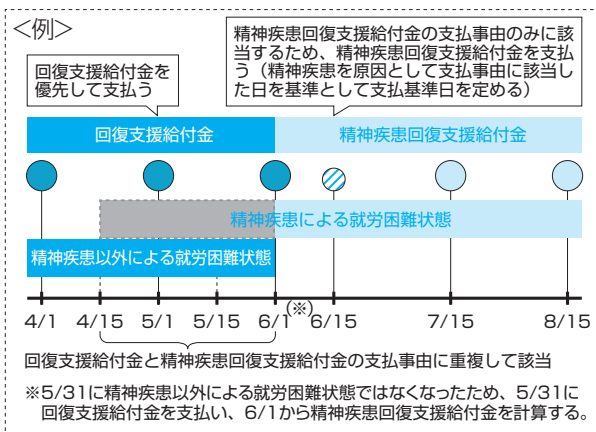
<同一の就労困難状態として支払限度を適用しない場合>

- ・ 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して181日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった傷害・疾病が異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、それぞれの就労困難状態は別の就労困難状態となります。そのため、回復支援給付金の支払回数は合算せず、それぞれ同一の就労困難状態についての支払限度(12回)を適用します。

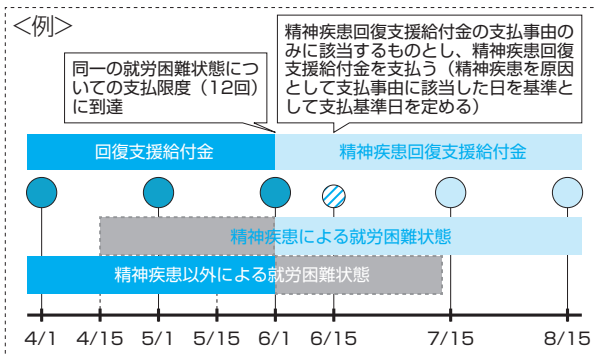


● 回復支援給付金と精神疾患回復支援給付金の支払事由に重複して該当する期間が発生する場合の取扱(1型の場合)

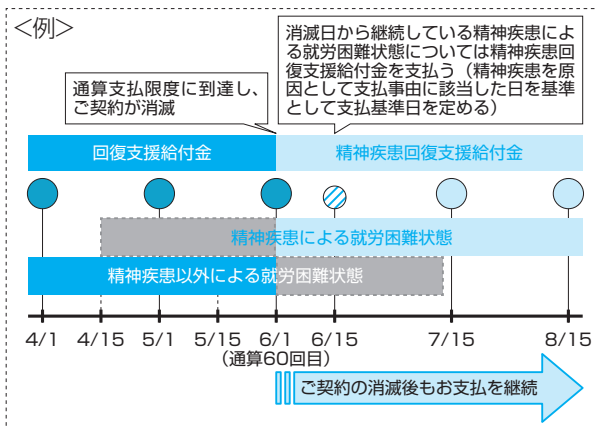
- ①回復支援給付金を優先してお支払いします。なお、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当している期間が発生するときは、回復支援給付金を支払った期間を除いた期間を対象として、精神疾患回復支援給付金を計算します。



- ②回復支援給付金が同一の就労困難状態についての支払限度(12回)に達した後は、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当しているものとして取扱います。



- ③回復支援給付金の60回の通算支払限度に達し、保険契約が消滅したときには、その消滅日を含んで継続している精神疾患を原因とする就労困難状態を保険期間中の就労困難状態とみなして、精神疾患回復支援給付金をお支払いします。



● 保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当したときの取扱

- 被保険者の年齢が70歳に達したことにより保険期間が満了する場合で、保険期間満了前30日以内に就労困難状態に該当し、保険期間満了後にその就労困難状態が30日をこえて継続したときは、第1回の回復支援給付金または精神疾患回復支援給付金をお支払いします。（この場合、第2回以後の給付金はお支払いしません。）

4. 給付金の通算支払限度に到達した場合の取扱について

● 回復支援給付金の通算支払限度に到達した場合

- 通算して60回目の回復支援給付金が支払われた場合、60回目の回復支援給付金の支払事由に該当した日にさかのぼって、この保険契約は消滅します。

● 精神疾患回復支援給付金の通算支払限度に到達した場合

- 通算して12回目の精神疾患回復支援給付金が支払われた場合、12回目の精神疾患回復支援給付金の支払事由に該当した日の後に到来する継続日に、保障内容の型を2型に変更します。

5. ご契約の継続について

●「アフラックの休職保険」の継続について

- ・「アフラックの休職保険」の保険期間は1年です。
- ・当社が承諾した場合(※)に限り、保険期間満了の日の翌日に、「アフラックの休職保険」は継続されます。
- ・継続後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえる場合、「アフラックの休職保険」の継続をお取り扱いしません。

※つぎのような場合には、ご契約後のご請求の状況などにより継続をお取り扱いしない場合がございます。

＜継続をお取り扱いしない場合の例＞

- ・当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合
- ・身体の状態に照らして、就労困難状態の期間が長い場合

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によって取扱いに違いが生じることがあります。

●継続後のご契約と保険料について

- ・継続後のご契約には、継続日現在の普通保険約款が適用され、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・継続前のご契約の保険期間と継続後のご契約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前のご契約で既に支払われた給付金の支払回数を通算します。

●ご契約の継続を希望しない場合

- ・ご契約の継続を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合

- ・ つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
 - (1) 責任開始期前の傷害または疾病により就労困難状態となったとき
 - (2) 医師による治療を受けていない状態で、自らの意思で勤務先を退職したとき
 - (3) 精神障害や妊娠・出産等を原因として就労困難状態に該当したとき(回復支援給付金の場合)
 - (4) 就労困難状態に該当している期間が30日以下であるとき
 - (5) 退職証明書が出せない場合で、軽労働、座業または軽い家事のいずれかができるとき

● 免責事由に該当した場合



詳しくは、「アフラックの休職保険」のお支払について」の項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合



詳しくは、「告知が事実と相違する場合」の項をご覧ください。

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合



重大事由については **重大事由とは…** の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・ この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合



詳しくは、 **法令等に基づく対応について** の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - (2) 給付金の請求に関して給付金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、給付金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき（※3）
 - (6) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(5)と同等の重大な事由があるとき
- ・ 上記に定める事由が生じた後に、給付金の支払事由が生じていたときは、当社は給付金のお支払を行いません。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※3

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社のご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はいりません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局 (OFAC) のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

- ・ 給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● 責任開始期前に発病した場合

お支払いする場合 ○	解 説
責任開始期以後に発病した「糖尿病」が原因の「糖尿病網膜症」により両眼を失明し、就労困難状態に該当した場合	給付金は、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする場合をお支払の対象としています。したがって、責任開始期前に発生した傷害や、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合には、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	ただし、つぎの場合にはお支払対象となります。
責任開始期より前から治療を受けていた「糖尿病」が原因の「糖尿病網膜症」により両眼を失明し、就労困難状態に該当した場合	・ 責任開始期前に発病した疾病について、正しく告知をしていたか、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合。

● 就労困難状態に該当しない場合

お支払いする場合 ○	解 説
「脳梗塞」により医師の治療を継続しながら、勤務先を休職している場合	勤務先を休職している状態であっても、医師による治療を継続していない場合など、別表78に定める就労困難状態に該当していないときは、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
「睡眠時無呼吸症候群」により医師の治療を受け、その治療が終了したが自己判断により勤務先を休職している場合	

● 免責事由に該当した場合

お支払いする場合 ○	解 説
〈<u>軽度の酒酔い状態</u>での事故〉 <u>酒に酔っていたが、横断歩道を通常</u>に歩行していて、走行してきた車にはねられたことにより、就労困難状態に該当した場合	給付金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、給付金をお支払いできません。 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は回復支援給付金の免責事由に該当するため、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕ 〈<u>泥酔の状態を原因とする事故</u>〉 <u>泥酔して道路上で寝込んで</u>いるところ車にはねられたことにより、就労困難状態に該当した場合	

<2型の場合>

お支払いする場合 ○	解 説
「<u>両眼の失明</u>」により就労困難状態に該当した場合	給付金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、給付金をお支払いできません。 被保険者の精神障害を原因とする場合は回復支援給付金の免責事由に該当するため、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕ 「<u>統合失調症</u>」により就労困難状態に該当した場合	

● 告知義務違反による解除の場合

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約の前に「慢性 C 型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性 C 型肝炎」とは全く因果関係のない「<u>胃がん</u>」で就労困難状態に該当した場合（ただし、ご契約は告知義務違反により解除となります。）	ご契約の際には、そのときの被保険者のご健康の状態について正しく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合には、ご契約は解除となり、給付金などはお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、給付金などの請求原因の間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。
お支払いできない場合 ✕ ご契約の前に「慢性 C 型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性 C 型肝炎」を原因とする「<u>肝がん</u>」で就労困難状態に該当した場合	

告知について

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ ご契約者や被保険者にはご健康の状態などについて、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- ・ 医師の診査を受けてお申込みいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・ 効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・ 告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・ 当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。
- ・ 傷病歴がある方については、ご契約をお断りする場合もありますが、お客さまのご健康の状態によって、ご契約に「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」の条件を付けてお引受けする場合があります。
- ・ 「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」は、会社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
- ・ 「特定疾病・部位不担保法による特別条件特則」の条件を付けてお引受する場合、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてその条件を提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
- ・ この特則のみを解約することはできません。
- ・ ご契約をお断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じて通知します。

● ご契約の内容の確認について

- ・ 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

● 「告知義務違反」によるご契約の解除

- ・ 告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - * 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金・年金などのお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約を解除することがあります。
 - * ご契約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。

- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。
- ・上記に記載したご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結の状況などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

保険料のお払込について

複数のご契約の保険料を振替口座から合算して振替える場合のお取扱

- ・ 複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件（ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること）を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- ・保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

〈お支払いする額〉

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- ・年払の場合

年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間

- ・半年払の場合

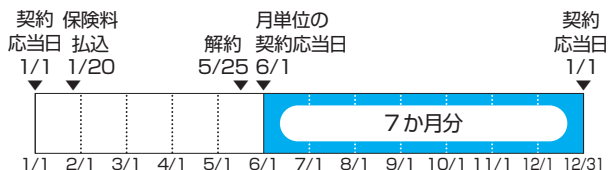
半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

（例）

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

- ・1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料払込の猶予期間と失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います）

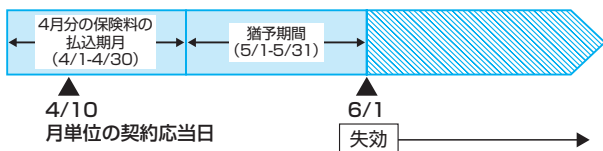
● 保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	

● ご契約の失効

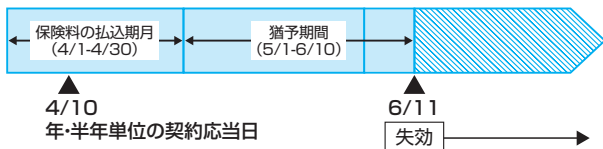
- 保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います。）

（例）月払のご契約：10日が月単位の契約応当日の場合



（例）年払・半年払のご契約：

4月10日が年単位・半年単位の契約応当日の場合



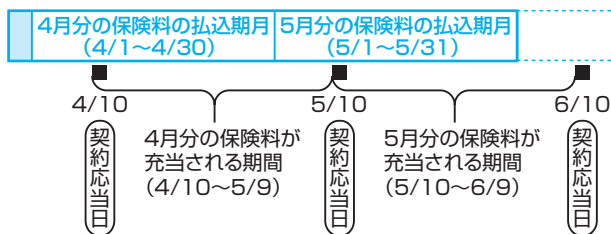
ご契約の復活

- ・失効したご契約でも、失効した日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、保険期間が満了した場合にはご契約を復活できません。なお、年払の場合はご契約の復活のお取扱はありません。
- ・ご契約の復活を請求する場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、ご健康の状態によっては、ご契約の復活はできません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

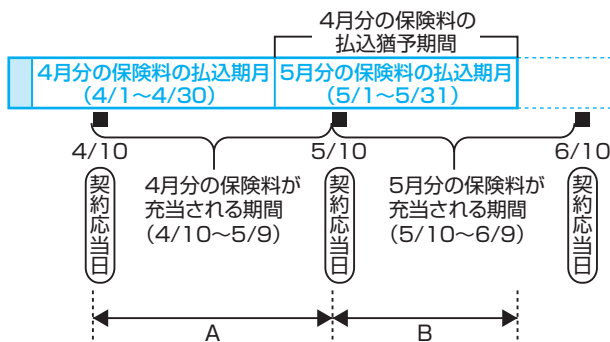
- ・毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
 - (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (3) (2)で未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します（「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がないときは無効となります）。この場合は、給付金・保険金・年金などをお支払いしません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 4月分の保険料が未払込でAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払込でBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払込で、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などをお支払いしません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●解約払戻金について

- ・解約払戻金はありません。

減額について

- ・回復支援給付金月額および精神疾患回復支援給付金月額は、所定の範囲でそれぞれ減額することができます。
ただし、回復支援給付金月額を減額した場合で、その金額が精神疾患回復支援給付金月額を下回るときは、精神疾患回復支援給付金月額は回復支援給付金月額と同額まで減額されます。

給付金のご請求手続について

- ・給付金の支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。



- ・ご請求手続きの流れについては、巻末の「給付金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
- ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

- ・給付金のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。

事実の確認について

- ・勤務先への就労状況、就労困難の状態および程度等について事実の確認を実施することがあります。この場合には、ご契約者、被保険者または給付金の受取人は、当社が行う確認に協力する必要があります。

給付金等のお支払の時期について

給付金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、給付金等のお支払をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	給付金等をお支払いするために確認が必要な場合 ①給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ③告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

B	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。
	①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	①90日
	②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合	②180日
	③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	③180日
	④ご契約者、被保険者または、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	④180日
	⑤日本国外における調査が必要な場合	⑤180日
	⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	⑥60日

※ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・給付金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等の際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等のお支払をしません。

注意

- ①お支払期限を経過して給付金等のお支払いをする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②給付金などのご請求は、3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、(指定)代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

- ・被保険者が受取人となる給付金など

●指定代理請求人から請求する場合

- ・被保険者が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

● 指定代理請求人に指定できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- * ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。

● 代理請求人による請求となる場合

- ・つぎの(a)～(e)のいずれかに該当し、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (a) 指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- (b) 指定代理請求人が死亡している場合
- (c) 指定代理請求人の指定が撤回された場合
- (d) 指定代理請求人があらかじめ指定されていない場合
- (e) 指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方



お手続に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

お願い

ご事情により契約時に指定代理請求人を指定しない場合や指定代理請求人の指定を撤回した場合でも、その後指定代理請求人を指定いただけるようになりました、すみやかに当社または募集代理店までご連絡ください。

● 留意点

1. 代理請求に際して

- ・ 故意に給付金などの支払事由を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・ 給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

2. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・ 給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご契約の内容の変更

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - * 転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - * ご契約者、被保険者、受取人などが改姓・改名したとき
 - * 保険証券を紛失したとき

お願い

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ（承認通知書）」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

なお、「電子証券に関する特約」を付加した場合には、電子証券の内容を変更します。

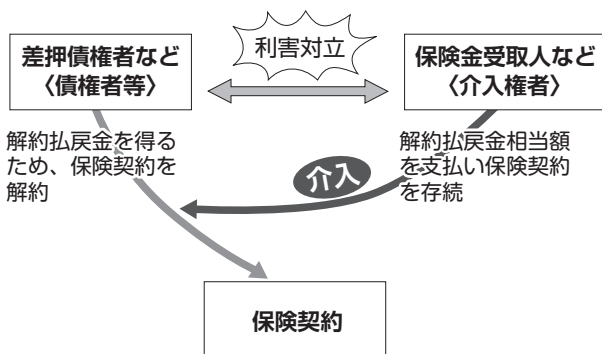
その他生命保険に関するお知らせ

被保険者による解約請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - (1) ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - (2) 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - (3) 上記(1)(2)の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

お受取人による保険契約の存続（介入権）について

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金（給付金等を含む）の受取人はご契約を存続させることができます。
 - (1) ご契約者でないこと
 - (2) ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - (1) ご契約者の同意を得ること
 - (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）



個人情報の取り扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページ〔<https://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。当社コールセンターまでお問い合わせください。

● お客様の個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報（マイナンバーを除きます）の利用目的はつぎのとおりです。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実（お客様の体験価値向上や商品開発等）
 - (4) 当社およびその関連会社における経営管理・財務管理・リスク管理その他これに付随する業務の遂行
 - (5) 外国の法令等に基づき、報告・調査・照会・訴訟手続きその他これらに類する手続きに応じること
 - (6) その他保険業に関連・付随する業務

その他の個人情報の取り扱いの詳細（個人情報の第三者への提供およびマイナンバーの取り扱いの内容など）を含む最新の内容については当社ホームページ掲載の上記プライバシーポリシーに記載していますのでご確認ください。

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・ 米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者かを確認し、米国内国歳入庁等への報告等が求められます。このため、契約申込、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求、契約者変更等の取引や海外転居等に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・ 当社は、米国源泉所得に該当する支払における源泉税率を確認するために、給付金等の受取人等に対し、ご請求等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

また、記入いただいた内容に変更が生じた場合は、あらためて報告書類を提出いただく必要がありますので速やかに、当社コールセンターへご連絡ください。

● 個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・ 当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国内国歳入庁等への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。
 - (1) 当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
 - (2) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
 - (3) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国内国歳入庁等へ報告(提供)すること

米国内国歳入法の対応の詳細については、当社ホームページ〔<https://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。当社コールセンターまでお問い合わせください。

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか

長い期間)とします。各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

- ・当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コールセンターにお問い合わせください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

〈登録事項について〉

- ・つぎの事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院を保障する給付金の種類および日額・給付金額・一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額

- (5) がん（悪性新生物）の診断確定を保障する一時金額・保険金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額（就労所得保障の給付金を含みます。）
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

- * 復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ・「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、（一社）生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_keiyaku.html) をご確認ください。

●「支払査定時照会制度」について

- ・当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など（以下、「保険契約など」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下、「お支払などの判断」といいます。）の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考に利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・ つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続きにより、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、所定のお手続きにより、当該情報の利用の停止または消去を求めることができます。それぞれのお手続きの詳細については、当社にお問合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_satei.html) をご確認ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかわるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかわる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかわる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることにしています。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)にかかわる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません)。なお、保険契約

の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があります。これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1:特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約にかかわる特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります)。

※2:破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていたご契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\% - \{(\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

※3:責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

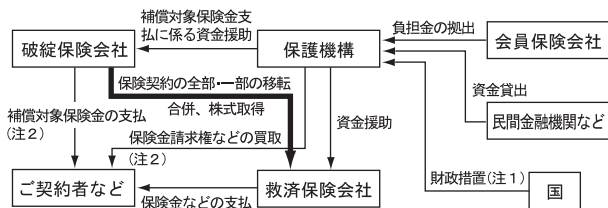
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立し

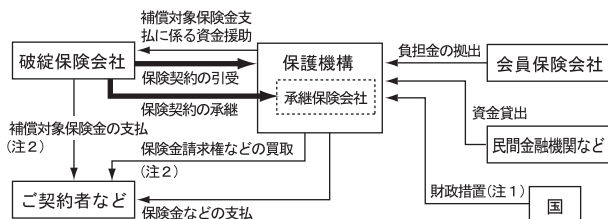
た保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかわる保険金請求権などを買取することを目指す。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱についてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

- * 給付金等の税法上のお取扱については、当社ホームページをご覧ください。

●MEMO

●MEMO

●MEMO

約款・特約条項

<この保険の趣旨>

1. 会社の責任開始期
第1条 会社の責任開始期
2. 保険証券
第2条 保険証券
3. 用語の意義
第3条 用語の意義
4. 給付金の支払
第4条 保険期間および保険料払込期間
第5条 保障内容の型および給付金月額額の指定
第6条 給付金の支払
第7条 給付金の支払限度
5. 給付金の請求、支払時期および支払場所
第8条 給付金の請求手続き
第9条 給付金の支払時期および支払場所
6. 保険契約者の代表者
第10条 保険契約者の代表者
7. 保険料の払込
第11条 保険料の払込
第12条 保険料の払込方法（経路）
第13条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第14条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
第15条 保険契約の復活
8. 契約内容の変更
第16条 保険料の払込方法（回数）の変更
9. 保険契約者等の変更
第17条 保険契約者の変更
第18条 保険契約者の住所の変更
10. 契約の取消し・無効・解除
第19条 詐欺による取消し
第20条 不法取得目的による無効
第21条 告知義務
第22条 告知義務違反による解除
第23条 保険契約を解除できない場合
第24条 重大事由による解除
11. 解約・払戻金
第25条 解約
第26条 給付金月額額の減額
第27条 払戻金
第28条 受取人による保険契約の存続
12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
第29条 年齢の計算
第30条 年齢および性別の誤りの処理
13. 契約者配当
第31条 契約者配当

- 14. 時効
 - 第32条 時効
- 15. 保険契約の継続
 - 第33条 保険契約を継続する場合の取扱
- 16. 管轄裁判所
 - 第34条 管轄裁判所
- 17. その他
 - 第35条 特別条件特則

<この保険の趣旨>

この保険は、被保険者が保険期間中に所定の就労困難状態に該当した場合に、保障内容の型に応じて、つぎの給付金を支払う保険です。

1 型	回復支援給付金、精神疾患回復支援給付金
2 型	回復支援給付金

1. 会社の責任開始期**第1条<会社の責任開始期>**

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 保険契約の申込は、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

2. 保険証券**第2条<保険証券>**

会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名・生年月日
- (4) 給付金の受取人の氏名またはその受取人を特定するために必要な事項（本約款にて特定されるときは、表示しません。）
- (5) 保険給付の名称（付加されている特則を含みます。）
- (6) 保険期間
- (7) 保険料払込期間
- (8) 保障内容の型
- (9) 給付金月額
- (10) 保険料およびその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

3. 用語の意義**第3条<用語の意義>**

この約款で使用している用語の意義は下記のとおりです。

(1) 支払基準日

「支払基準日」とは、第1回の給付金については、支払事由に該当した日をいい、第2回以後の給付金については、その後の月単位の応当日（応当日のない月については、その月の末日を応当日とします。）をいいます。

(2) 精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定される内容によるものとし、診断書上の病名にかかわらず、分類番号F00からF99までに規定される病態に対して医師の診療が行われている場合を含みます。ただし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号F00からF99以外に分類される場合および(4)「薬物依存」を除きます。

(3) 妊娠・出産等

「妊娠・出産等」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号O00からO99までに規定される内容によるものとします。ただし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号O00からO99以外に分類される場合を除きます。

(4) 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 給付金の支払

第4条＜保険期間および保険料払込期間＞

- 1 保険期間は、契約日から起算して1年間とします。
- 2 保険料払込期間は保険期間と同一とします。

第5条＜保障内容の型および給付金月額の指定＞

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、つぎのいずれかの保障内容の型を指定してください。

保障内容の型	1型	2型
保障内容の種類	(1)回復支援給付金 (2)精神疾患回復支援給付金	(1)回復支援給付金

- 2 前項において2型が指定された場合には、第6条＜給付金の支払＞の規定にかかわらず、精神疾患回復支援給付金の支払はありません。
- 3 第1項において指定された保障内容の型は、変更することができません。ただし、第33条＜保険契約を継続する場合の取扱＞第4項に該当する場合を除きます。
- 4 保険契約者は、この保険契約の締結の際、回復支援給付金月

額および精神疾患回復支援給付金月額（以下、総称して「給付金月額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。ただし、精神疾患回復支援給付金月額については、保障内容の型が1型の場合に限ります。

第6条＜給付金の支払＞

1 回復支援給付金および精神疾患回復支援給付金（以下、総称して「給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 回復支援給付金

給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	①第1回の給付金 被保険者が、保険期間中に、責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態（別表78）に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき
支払額	回復支援給付金月額（回復支援給付金月額の減額があった場合には、各支払基準日現在の回復支援給付金月額とします。）
受取人	被保険者
支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者の薬物依存 ⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ⑩被保険者の精神障害 ⑪被保険者の妊娠・出産等

(2) 精神疾患回復支援給付金

支払事由	①第1回の給付金 被保険者が、保険期間中に、責任開始期以
------	---

	後の精神疾患（別表 73）を原因として、就労困難状態（別表 78）に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて 30 日をこえて継続したとき ②第 2 回以後第 12 回までの給付金 保険期間中の第 2 回以後第 12 回までの支払基準日に直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき
支払額	精神疾患回復支援給付金月額（精神疾患回復支援給付金月額の減額があった場合には、各支払基準日現在の精神疾患回復支援給付金月額とします。）
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存 ④戦争その他の変乱 ⑤被保険者の精神障害を原因とする事故

2 次回の支払基準日が到来する前（保険期間満了日の直前の支払基準日からその日を含めて保険期間満了日までの期間を含みます。以下同じ。）に、被保険者が就労困難状態ではなくなったとき、または保険契約が消滅したときは、直前の支払基準日からその日を含めて就労困難状態に該当した日数に応じて日割計算表（別表 79）によって計算した金額を給付金の受取人に支払います。

3 被保険者が、第 1 回の支払基準日以後、就労困難状態ではなくなった日（その就労困難状態について給付金が支払われることとなった場合に限ります。）の翌日から起算して 7 日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときには、継続している就労困難状態とみなして、つぎのとおり取り扱います。

(1) 就労困難状態に該当していない期間に対しては、給付金は支払いません。

(2) 再び就労困難状態に該当した日以後、最初に到来する支払基準日における給付金の支払額は、第 1 項の規定にかかわらず、再び就労困難状態に該当した日から、最初に到来する支払基準日の前日までの日数に応じて日割計算表（別表 79）によって計算した金額（再び就労困難状態に該当した日が支払基準日の場合は 0）とします。

(3) 再び就労困難状態に該当した日以後、支払基準日が到来する前に、就労困難状態ではなくなったとき、または保険契約が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、再び就労困難状態に該当した日数に応じて日割計算表（別表 79）によって

計算した金額を給付金の受取人に支払います。

- 4 前項に該当する場合を除き、被保険者が再び就労困難状態に該当した場合には、新たな就労困難状態とみなして、本条の規定を適用します。ただし、被保険者が、第1回の支払基準日以後、就労困難状態ではなくなった日（その就労困難状態について回復支援給付金が支払われることとなった場合に限ります。）の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるとき（前項に該当する場合も含みます。）には、第7条<給付金の支払限度>第1項第1号に定める同一の就労困難状態についての回復支援給付金を支払う回数の限度は、前回の就労困難状態による給付金の支払回数と再び該当した就労困難状態による給付金の支払回数を合算して適用します。
- 5 継続している就労困難状態において、回復支援給付金および精神疾患回復支援給付金の支払事由に重複して該当する期間が発生する場合、回復支援給付金を支払う期間は、精神疾患回復支援給付金を支払いません。ただし、回復支援給付金が第7条第1項第1号に定める同一の就労困難状態についての回復支援給付金を支払う回数の限度に達した後は、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当しているものとして取り扱います。
- 6 前項の場合で、精神疾患回復支援給付金の支払事由にのみ該当している期間が発生するとき（前項ただし書きの場合に限りません。）は、回復支援給付金を支払った期間を除いた期間を対象として、精神疾患回復支援給付金を計算します。
- 7 被保険者が、精神疾患を原因として就労困難状態に該当している場合で、回復支援給付金の通算支払限度に達し、保険契約が消滅したときには、その消滅日を含んで継続している精神疾患を原因とする就労困難状態を保険期間中の就労困難状態とみなして取り扱います。この場合、保険契約の消滅日以後は第3項の規定は適用しません。
- 8 被保険者が、傷害または疾病を原因として勤務先を休職していると認められる状態に該当することにより就労困難状態に該当していた場合で、退職等により会社所定の休職証明書の提出が不能となり就労困難状態に該当しない状態になったときには、健康保険法等に定める傷病手当金が支給されているなど傷害または疾病を原因として勤務先を休職している状態と同等の状態が継続していると会社が認める期間は、就労困難状態に該当しているものとみなします。
- 9 被保険者が、第33条<保険契約を継続する場合の取扱>第3項第1号または第3号により保険期間が満了した日において、就労困難状態に該当しているにもかかわらず、その就労困難状態が30日をこえて継続していないために第1回の給付金が支払われない場合で、保険期間満了後も引き続きその就労困難状態が継続し、かつ、30日をこえて継続したときには、保険期間満了の日に第1項第1号または第2号に定める第1回の給付金の支払事由に該当したものとみなして第1回の給付金を支払います。この場合、第2回以後の給付金の支払はありません。
- 10 保険契約者が法人の場合で、保険契約者から申出があり、会

社がその旨を保険証券に記載したときには、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。

- 11 給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 12 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 13 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条＜給付金の支払限度＞

- 1 給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。なお、通算支払限度とは、給付金の支払回数を通算した限度をいいます。
 - (1) 回復支援給付金
同一の就労困難状態についての回復支援給付金を支払う回数の限度は12回とし、通算支払限度は60回とします。
 - (2) 精神疾患回復支援給付金
通算支払限度は12回とします。
- 2 日割計算表（別表 79）によって計算した金額を支払う場合、前項に定める支払限度の適用にあたっては、日割計算表（別表 79）にもとづき支払った金額に対応する日数の合計が30日に達するごとに1回の支払と換算します。
- 3 前条に定める給付金の支払にあたって、第1項に定める支払限度を超えることとなる場合には、支払限度に達するまでの回数および日数に応じた金額を支払います。
- 4 回復支援給付金の支払回数が第1項第1号に定める通算支払限度に達したときは、この保険契約は消滅します。
- 5 精神疾患回復支援給付金の支払回数が第1項第2号に定める通算支払限度に達したときは、第33条＜保険契約を継続する場合の取扱＞第4項の規定を適用します。

5. 給付金の請求、支払時期および支払場所

第8条＜給付金の請求手続き＞

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 支払事由の生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別

表1)を会社に提出して、給付金を請求してください。

- 3 会社は、就労困難の状態および程度等について事実の確認を実施することがあります。この場合には、保険契約者、被保険者または給付金の受取人は、会社が行う確認に協力しなければなりません。

第9条<給付金の支払時期および支払場所>

- 1 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 2 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項、第24条<重大事由による解除>第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項第1号から第4号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の

結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日

(5) 前項第 1 号から第 4 号までに定める事項についての日本国外における調査 180 日

(6) 前項第 1 号から第 4 号までに定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査 60 日

4 前 2 項の確認をする場合、会社は給付金を請求した者（代表者）に通知します。

5 第 2 項および第 3 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

6. 保険契約者の代表者

第 10 条＜保険契約者の代表者＞

- 1 保険契約について、保険契約者が 2 人以上あるときは、代表者を 1 人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が 2 人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

7. 保険料の払込

第 11 条＜保険料の払込＞

- 1 第 2 回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第 12 条＜保険料の払込方法（経路）＞第 1 項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（本約款を通じて「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

(2) 半年払契約の場合

半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 3 第 1 項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第 1 項第 1 号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
 - (2) 第 1 項第 2 号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に

対応した保険料相当額を保険契約者に支払います。

- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。
- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第9条<給付金の支払時期および支払場所>の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料の払込については、第14条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>第2項および第3項の規定を準用します。

第12条<保険料の払込方法(経路)>

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法(経路)に限ります。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約・集団取扱契約〔就労所得保障保険〕または特別集団取扱契約〔就労所得保障保険〕が締結されている場合に限ります。)
 - (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法(経路)が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。

第14条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>

- 1 猶予期間中に給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 前項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 3 前項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

第15条<保険契約の復活>

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。
- 2 第1条<会社の責任開始期>の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条<会社の責任開始期>第2項の「契約日」は、「復活日」と読み替えます。
- 3 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

8. 契約内容の変更**第16条<保険料の払込方法（回数）の変更>**

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

9. 保険契約者等の変更**第17条<保険契約者の変更>**

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第18条<保険契約者の住所の変更>

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 契約の取消し・無効・解除**第19条<詐欺による取消し>**

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことが

できます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条<不法取得目的による無効>

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条<告知義務>

保険契約の締結または復活の際、支払事由の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第22条<告知義務違反による解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除し、つぎの取扱をすることができます。
 - (1) 給付金の支払を行いません。
 - (2) 会社は、すでに給付金を支払っているときでも、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払を行います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

第23条<保険契約を解除できない場合>

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第21条<告知義務>の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているとき。ただし、責任開始期の属

する日からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由が発生した場合には、2年をこえていても会社は保険契約を解除することができます。

- 2 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第24条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者、給付金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
 - (6) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 4 他のいかなる規定にかかわらず、第1項第5号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、払戻金その他一切の金員を支払いません。

11. 解約・払戻金

第25条＜解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第26条＜給付金月額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって、回復支援給付金月額および精神疾患回復支援給付金月額を、それぞれ減額することができます。ただし、回復支援給付金月額の減額が行われた場合で、回復支援給付金月額が精神疾患回復支援給付金月額を下まわるときは、精神疾患回復支援給付金月額を回復支援給付金月額と同額まで減額します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社は、減額後の回復支援給付金月額または精神疾患回復支援給付金月額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により回復支援給付金月額または精神疾患回復支援給付金月額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第27条＜払戻金＞

この保険契約の解約払戻金はありません。

第28条＜受取人による保険契約の存続＞

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出

してください。

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じ、または第2項の規定により効力が生じなくなるまでに給付金の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第29条＜年齢の計算＞

被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第30条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、会社は保険契約を取り消すことができるものとし、会社が保険契約を取り消した場合は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の契約年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
- (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
- (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
- (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、給付金の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき給付金から差し引きます。

13. 契約者配当

第31条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14. 時効

第32条＜時効＞

給付金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間行使しない場合は消滅します。

15. 保険契約の継続

第33条<保険契約を継続する場合の取扱>

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を継続日とします。
- 2 会社が保険契約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の継続を取り扱いません。
 - (1) 継続後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 保険契約者が、保険期間満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を会社へ通知したとき
 - (3) 保険期間満了の日の翌日に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 4 保障内容の型が1型の場合で、この保険契約の継続時に、精神疾患回復支援給付金の支払回数が第7条<給付金の支払限度>に定める通算支払限度に達しているときは、保障内容の型を2型に変更して第1項の規定を適用します。
- 5 継続後の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約の保険期間と同一の年数とします。
- 6 継続後の保険契約の保険料は、継続日における被保険者の年齢によって計算します。この場合には、第29条<年齢の計算>および第30条<年齢および性別の誤りの処理>の規定を準用します。
- 7 継続する保険契約の第1回保険料は、継続日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合には、第11条<保険料の払込>、第13条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>および第14条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>の規定（年払契約の場合には、半年払契約に関する規定）を準用します。
- 8 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、保険契約の継続はなかったものとし、保険契約は継続前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9 第6条<給付金の支払>、第7条<給付金の支払限度>、第22条<告知義務違反による解除>および第23条<保険契約を解除できない場合>の規定の適用に際しては、継続後の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約から継続したものと取り扱います。
- 10 継続後の保険契約には、継続日現在の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 11 継続後の保険契約の給付金月額額は、継続前の保険契約の給付

金月額と同額とします。

- 12 第3項第3号の規定によりこの保険契約が継続されず、かつ、第3項第1号または第2号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱いに準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を継続時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、継続時に締結する他の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約から継続したものとして取り扱います。

16. 管轄裁判所

第34条＜管轄裁判所＞

この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

17. その他

第35条＜特別条件特則＞

- 1 この保険契約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定疾病・部位不担保法による特別条件特則を、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 別表 24 に定める特定疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じ。）または別表 25 に定める特定部位のうち、会社が指定した特定疾病または特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に給付金の支払事由が生じたときは、第6条＜給付金の支払＞の規定にかかわらず、会社は、給付金を支払いません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表 51 に定める感染症によって給付金の支払事由が生じたときは、この限りではありません。また、被保険者が不担保期間の満了の日を含んで継続して就労困難状態に該当している場合には、その就労困難状態については、不担保期間の満了の日の翌日を、就労困難状態が開始した日として取り扱います。
 - (2) 本特則は、不担保期間の満了の日の翌日から効力を失います。
 - (3) 本特則のみの解約はできません。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除く）

きます。)であると会社が認めた場合

- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条＜特約の消滅＞

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞の規定を適用します。

第9条＜主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用＞

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条＜主契約ががん保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞

（記載省略）

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱＞

（記載省略）

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱＞

（記載省略）

団体取扱特約〔A〕

(2018年4月2日制定)

特約

団体取扱特約〔A〕

第1条＜特約の適用範囲＞

- 1 この特約は、会社と「団体取扱契約〔A〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社はこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

第2条＜契約日の特則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条＜保険料率＞

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Aとします。

第4条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に

振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔A〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

- 1 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第6号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「団体取扱特約〔B〕」の取扱に変更します。この場合の保険料率は、団体保険料率Bによります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

団体取扱特約〔B〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、会社と「団体取扱契約〔B〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Bとします。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

特約

団体取扱特約〔B〕

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔B〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

集団取扱特約〔就労所得保障保険〕

(2018 年 4 月 2 日制定)

第 1 条＜特約の適用範囲＞

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとし、また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとし、）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が 20 名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱契約〔就労所得保障保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第 2 条＜契約日の特則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月 1 日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第 3 条＜保険料率＞

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第 4 条＜保険料の払込＞

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第 1 回保険料（第 1 回保険料相当額を含みます。以下、本

特約

集団取扱特約（就労所得保障保険）

条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。

(1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）

(2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）

(3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つぎの場合には、この特約は失効します。

(1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。

(2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔就労所得保障保険〕」が解約されたとき

(3) 保険契約が失効したとき

(4) 保険料の払込を要しなくなったとき

(5) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失

効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条＜集団との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条く給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとし、
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとし、
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

特約

保険料クレジットカード支払特約

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条く給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

責任開始期に関する特約

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用＞

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

第2条＜責任開始期および契約日＞

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期とします。
 - (2) 前号の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、責任開始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条＜第1回保険料の払込および猶予期間等＞

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 4 前条第2項または第3項の規定により月払の保険契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第4条＜第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合＞

- 1 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する給付金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。また、第2回以後の保険料について、主約款または特約の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、支払うべき給付金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。

特約

責任開始期に関する特約

第1回保険料（注1）の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

- 3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（注1） 第1項の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2） 主約款または特約の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条＜第1回保険料が払い込まれないことによる無効＞

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

- 2 前項の規定によって主契約および特約を無効とした場合、保険料積立金その他払戻金の払い戻しはありません。

第6条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第7条＜第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金＞

第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約払戻金はありません。

第8条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料口座振替特約の＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞の規定、＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

- (2) 振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、つぎのとおり取り扱います。

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったとき（第1回保険料から口座振替を行う場合で、提携金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかったときを含みます。）

- (7) 月払の保険契約の場合

- (a) 翌月の振替日に第2回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

- (b) (a)の口座振替も不能となった場合は、翌々月の振

替日に第3回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

(a) 振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、振替日の属する月の翌々月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となったとき（①に該当する場合を除きます。）

(ア) 月払の保険契約の場合

翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(3) 前号の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、この特約または主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条＜保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合には、保険料クレジットカード支払特約の＜第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

第11条＜団体取扱特約等とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合の特則＞

この特約を団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約または特別集団取扱特約（以下、「団体取扱特約等」といいます。）とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 団体取扱特約等の＜契約日の特則＞の規定は適用しません。

(2) 第2条＜責任開始期および契約日＞および第3条＜第1回保険料の払込および猶予期間等＞の規定を、つぎのとおり読み替えます。この場合、第1回保険料を給与から控除する日または指定口座から団体の口座に振り替える日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）を「振替日等」とします。

第2条＜責任開始期および契約日＞

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 振替日等の属する月の始期を主契約の責任開始期とします。

(2) 前号の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算

します。

第3条<第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

(3) 第1回保険料をつぎの方法以外で払い込む場合は、前号および第2条第3項の規定は適用しません。

- ① 給与から控除したうえで会社に払い込む方法
- ② 指定口座から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む方法

第12条<がん保険に付加した場合の特則>

(記載省略)

第13条<被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

第14条<健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

特約

責任開始期に関する特約

電子証券に関する特約

(2025年3月17日改定)

第1条<特約の締結>

この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。

第2条<保険契約の申込の諾否に関する通知>

会社は保険契約の申込の諾否を、インターネットを通じて保険契約者に通知します。なお、会社はインターネットによる通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

第3条<電子証券>

- 1 会社は、この特約が付加された主契約の保険証券を発行しません。
- 2 会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券の記載事項とみなします。

第4条<主契約または付加されている特約を更新または継続した場合の取扱>

- 1 主契約または付加されている特約を更新した場合には、電子証券の変更をもって新保険証券に代えます。
- 2 会社が主契約または付加されている特約の継続を承諾した場合には、電子証券の変更をもって承諾および新保険証券に代えます。

第5条<主契約に指定代理請求特約が付加されている場合の取扱>

主契約に指定代理請求特約が付加されている場合、指定代理請求人の変更および指定の撤回については、電子証券の変更を保険証券の裏書とみなします。

第6条<主契約に給付のある特約を中途付加した場合の特則>

主契約に給付のある特約を中途付加した場合には、給付のある特約の特約条項の規定にかかわらず、電子証券を変更します。

第7条<特約の解約>

この特約のみの解約はできません。

第8条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅するものとし、保険証券を発行します。

- (1) 主契約の保険契約者の変更が行われたとき
- (2) 主契約に死亡保険金受取人を定める特約が付加されたとき

第9条<主契約の普通保険約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主契約の普通保険約款の規定を準用します。

特約

電子証券に関する特約

条件付解約に関する契約条項

(2022 年 8 月 22 日制定)

第1条＜条件付解約に関する契約条項の適用＞

この契約条項は、条件付解約を行う場合に、新契約の保険契約者の申出により、既契約の保険契約者の同意および会社の承諾を得て適用します。

第2条＜用語の意義＞

この契約条項で使用している用語の意義は下記のとおりです。

(1) 条件付解約

「条件付解約」とは新たな保険契約を締結することにより、すでに成立している保険契約を解約することをいいます。この場合、新たな保険契約の被保険者は、すでに成立している保険契約の被保険者と同一であることを要します。

(2) 既契約

「既契約」とは、条件付解約により解約することとなる保険契約をいいます。(付加された特約がある場合はその特約を含みます。)

(3) 新契約

「新契約」とは、条件付解約により新たに締結される保険契約をいいます。(付加された特約がある場合はその特約を含みます。)

(4) 既契約約款

既契約の普通保険約款のことをいいます。(付加された特約がある場合はその特約の特約条項を含みます。)

(5) 新契約約款

新契約の普通保険約款のことをいいます。(付加された特約がある場合はその特約の特約条項を含みます。)

(6) 条件付解約の成立日

「条件付解約の成立日」とは、新契約の契約日の前日と、会社が新契約の保険証券を発行し、かつ第1回保険料を充当した日の翌営業日のいずれか遅い日をいいます。

(7) がん

「がん」とは、新契約約款に定める「がん」をいいます。付加された特約がある場合は、その特約の特約条項に定める「がん」を含みます。

第3条＜既契約の解約の効力＞

- 1 既契約の解約は、新契約の申込を会社が承諾した場合に、新契約責任開始日の前日(以下、「解約効力発生日」といいます。)の終了をもってその効力が生じるものとします。
- 2 前項にかかわらず、新契約が成立しなかった場合(クーリング・オフにより申込の撤回または解除した場合を含みます。)には、条件付解約の申出はなかったものとし、既契約の解約の効力は生じないこととします。

3 既契約に解約払戻金等(既契約約款に未経過期間に対応した保険料相当額(以下、「未経過保険料相当額」といいます。))の取扱いに関する規定がある場合は、その未経過保険料相当額を含みます。また、既契約が消滅したときに支払う祝金、支援金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。)があるときは、既契約約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 既契約の解約払戻金等の計算は、既契約の解約効力発生日を基準とし、既契約約款に定める方法により行うものとします。

(2) 既契約の解約払戻金等は、条件付解約の成立日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。

4 第1項の規定は、既契約の解約の効力が生じる前に、既契約について消滅の原因となるその他の事由が生じた場合、その効力を妨げないものとします。

第4条<既契約の復旧>

1 つぎの各号のいずれかに該当した日からその日を含めて3年以内に新契約の保険契約者から申出があり、かつ、既契約の保険契約者の同意を得た場合で、当社が承諾したときは、条件付解約の申出はなかったものとし、既契約を復旧することができるものとします。

(1) 既契約の責任開始期以後、かつ、新契約の責任開始期より前(新契約の責任開始期の属する日の前日以前に既契約の保険期間が満了する場合は、既契約の保険期間が満了する日以前とします。ただし、既契約約款の規定により、既契約が更新または継続される場合を除きます。以下、本条において同じ。)以前に原因が生じていたために、新契約の給付金等(給付の名称を問いません。以下同じ。)が支払われないとき、または、新契約の保険料の払込が免除されないとき

(2) がんの診断確定を支払事由に定めている特約を付加した場合で、がんの責任開始日の前日以前に被保険者ががんと診断確定されたことにより、新契約の特約が無効となる場合で、既契約の特約は無効とはならないとき

(3) 被保険者が新契約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、新契約の死亡返還金等が支払われない場合で、その自殺が既契約の自殺免責期間(被保険者が自殺した場合で、既契約約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金等が支払われない期間をいいます。)経過後であるとき

(4) 特別条件特則の適用により、新契約の給付金等が支払われないとき、または、新契約の保険料の払込が免除されないとき

2 前項にもとづき既契約を復旧する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 新契約(保険契約が更新または継続された場合(複数回更

新または継続された場合を含みます。)はその更新または継続後の保険契約を含みます。)についてすでに払い込まれた保険料(以下「新契約の既払込保険料」といいます。)を新契約の保険契約者に払い戻します。

(2) 既契約(保険契約が更新または継続された場合(複数回更新または継続された場合を含みます。))はその更新または継続後の保険契約を含みます。)について払込期月が到来している保険料のうち、会社に対する払込がなされていない保険料(既契約の解約の際に解約払戻金等が支払われた場合は、その解約払戻金等を含み、未経過保険料相当額が払い戻された場合は、その未経過保険料相当額を含みます。以下「既契約の未払込保険料等」といいます。)を、既契約の保険契約者は、会社の定める期限までに会社の定める方法により払い込むことを要します。

(3) 復旧する既契約の保険契約者および給付金等の受取人(指定代理請求人が指定されていた場合は、その指定代理請求人を含みます。以下同じ。)は、既契約の保険契約者および給付金等の受取人と同一とします。

3 前2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、既契約は、解約効力発生日に消滅したものとみなします。

(1) 既契約の保険契約者が前項第2号の規定により払い込むべき金額を会社が定める期限までに会社の定める方法により会社に払い込まなかったとき

(2) 新契約約款の重大事由による解除に関する規定により、新契約について解除の原因となる事由が生じていたとき

4 第1項に規定するほか、無効または取消の原因となる事由の如何にかかわらず、新契約が無効となる場合または新契約の締結が取り消される場合は、前3項の規定を準用します。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この契約条項の他の規定にかかわらず、既契約は、解約効力発生日に消滅したものとみなします。

(1) 新契約約款の不法取得目的による無効に関する規定により、新契約が無効となるとき

(2) 新契約約款の詐欺による取消に関する規定により、新契約が取り消されるとき

第5条<この契約条項の解約>

保険契約者は、この契約条項のみの解約はできません。

第6条<この契約条項の適用の終了>

1 新契約が解約その他の事由によって消滅した場合、この契約条項の適用を終了します。

2 前項の規定にかかわらず、新契約が無効となったことまたは新契約の締結が取り消されたことにより、既契約の解約の効力が生じないこととなる場合(既契約が無効となった場合または既契約の締結が取り消された場合を除きます。)には、この契

約条項は、その効力を失わないものとします。

3 前項の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときに、この契約条項の適用を終了します。

(1) 第4条<既契約の復旧>第1項の規定が適用される場合（同条第4項本文の規定により、同条第1項の規定が準用される場合を含み、同条第3項第1号および第2号のいずれかに該当する場合を除きます。）は、同条第2項第1号および第2号の規定により、新契約の既払込保険料が新契約の保険契約者に払い戻され、既契約の未払込保険料等が既契約の保険契約者から払い込まれたとき

(2) 第4条第3項または第4項ただし書きの規定が適用される場合（同条第4項本文の規定により、同条第3項の規定が準用される場合を含みます。）は、その規定により、既契約が消滅することとなったとき

第7条<新契約約款の準用>

この契約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、新契約約款の規定を準用します。

第8条<主契約に電子証券に関する特約が付加された場合の特則>

主契約に電子証券に関する特約が付加された場合には、第2条<用語の意義>第1項第6号中、「保険証券」とあるのを「電子証券」と読み替えます。

インターネット申込特約

(2020 年 9 月 21 日改定)

第1条＜特約の適用範囲＞

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者がインターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下同じ。）を通じて申込む場合に、主契約に付加して適用します。

第2条＜この特約を付加した保険契約の取扱＞

- 1 会社は保険契約の申込の諾否を、インターネットを通じて保険契約者に通知します。なお、会社はインターネットによる通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。
- 2 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の＜保険契約者の住所の変更＞の規定の適用にあたっては「住所」を「住所または通信先（電話番号および電子メールアドレス）」に読み替えます。
- 3 主約款の＜告知義務＞の規定の適用にあたっては「告知書」を「インターネットにより表示した告知画面」に読み替えます。

第3条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第4条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

＜就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕＞

項 目	必 要 書 類
給付金 ・ 回復支援給付金 ・ 精神疾患回復支援給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の休職証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
解約等 ・ 解約 ・ 給付金月額額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
保険料の払込方法（回数）の変更	・ 会社所定の請求書
保険契約者の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者の住民票 ・ 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
受取人による保険契約の存続	・ 会社所定の請求書 ・ 受取人の印鑑証明書 ・ 受取人の戸籍抄本 ・ 債権者等への支払を証する書類

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による 給付金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付 金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護保険施設（介護医療院など）は含みません。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表24 特定疾病一覧

特定疾病
1. 糖尿病 2. 高血圧性疾患 3. 慢性リウマチ性心疾患 4. 虚血性心疾患 5. 先天性甲状腺機能低下症 6. 古典的フェニルケトン尿症 7. 異常分娩・異常妊娠（帝王切開を含む。） 8. 外傷に伴う合併症および後遺症 9. 不妊症（妊娠を直接の目的とした診療行為を受けた場合を含む。）

別表25 特定部位一覧

身体部位
1. 食道 2. 胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含む。） 3. 小腸（十二指腸を含む。） 4. 盲腸（虫垂突起を含む。） 5. 大腸（直腸、盲腸を含む。） 6. 直腸および肛門 7. 肝臓、胆嚢および胆管 8. 脾臓 9. 腹膜 10. 肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含む。） 11. 鼻（副鼻腔を含む。） 12. 咽頭（扁桃を含む。）および喉頭（声帯を含む。） 13. 口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺 14. 耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳および聴神経を含む。）および乳様突起 15. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 16. 腎臓および尿管 17. 膀胱および尿道 18. 前立腺 19. 乳房（乳腺を含む。） 20. 子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 21. 卵巣、卵管および子宮付属器 22. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢 23. 甲状腺 24. 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 25. 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 26. 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。） 27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。） 28. 左肩関節部および左鎖骨

身体部位

29. 右肩関節部および右鎖骨
30. 左股関節部
31. 右股関節部
32. 左上肢（左肩関節部を除く。）
33. 右上肢（右肩関節部を除く。）
34. 左下肢（左股関節部を除く。）
35. 右下肢（右股関節部を除く。）
36. 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
37. 趾骨および中足骨
38. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
39. 上顎骨、下顎骨および顎関節
40. 股関節
41. 膝関節
42. 脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含む。）
43. 縦隔
44. 膣・外陰部
45. 肋骨、胸骨およびその他の胸郭
46. 骨盤骨
47. 頭蓋骨
48. 陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限る。）
49. 副腎
50. 副甲状腺（上皮小体）
51. 上肢
52. 下肢

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めません。

別表73 対象となる精神疾患

対象となる精神疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F00-F09 F10-F19 (ただし、F11.2、 F12.2、F13.2、 F14.2、F15.2、 F16.2、F18.2、 F19.2を除きます。)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
詳細不明の精神障害	F99

別表78 就労困難状態

対象となる就労困難状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 在宅療養

「在宅療養」とは、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態をいいます。

(1) 医師による治療(注1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設などを含みます。)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態(注2)。

(2) 会社所定の休職証明書(注3)の提出により、傷害または疾病を原因として勤務先を休職していると認められる状態。ただし、会社所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師により軽労働(注4)、座業(注5)および軽い家事(注6)が出来ないと診断された状態とします。

(注1) 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

(注2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。なお、例えば定期的に薬剤の処方を受けているものの、食事や入浴などの日常生活動作に問題がない状態(精神疾患の場合は就労に影響を及ぼさない状態)は治療に専念している状態には該当しません。

(注3) 会社所定の休職証明書は勤務先の代表者またはそれに準ずる者が証明するものとします。ただし、被保険者以外の者が証明することを要します。

(注4) 軽労働とは梱包、検品等の作業のことをいいます。

(注5) 座業とは事務等のことをいいます。

(注6) 軽い家事とは、簡単な炊事や衣類程度の洗濯、皿洗いやベッド(ふとん)の支度等のことをいいます。

別表79 日割計算表

つぎの算式によって計算される金額とします。

1. 回復支援給付金

回復支援給付金月額 $\div$ 30 $\times$ 日割計算の対象となる日数

2. 精神疾患回復支援給付金

精神疾患回復支援給付金月額 $\div$ 30 $\times$ 日割計算の対象となる日数

(注1) 回復支援給付金月額または精神疾患回復支援給付金月額は、保険契約が消滅した日または被保険者が就労困難状態ではなくなった日(第6条第3項第2号の規定にもとづき支払基準日に日割計算した金額を支払う場合は当該支払基準日とします。)の金額とします。

(注2) 日割計算の対象となる日数は、30日を超える場合は30日とします。また、支払基準日に保険契約が消滅したときまたは被保険者が就労困難状態ではなくなったときは1日とします。

(注3) 1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. 受取人の変更

- ・結婚などにより、受取人を変更したいとき
- ・受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券等に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はお相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 給付金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

●こちらからアクセス



●キーワードで検索

アフラック 給付金

検索

説明事項ご確認のお願い

ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 告知義務について
- 保険料払込の猶予期間と失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことから、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

2025年3月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き

コールセンター 0120-5555-95